

子どもの居場所づくり スタートブック



ごあいさつ

食事や学習、遊びの場などを提供する子供の居場所が地域の皆さんの自発的な取組として多様な形で広がっています。社会的にも、貧困や孤立の解消、コミュニティの再生などに有効な取組と言われています。また、コロナ禍においては、新たに地域のセーフティーネットの役割が期待されるなど、子供の居場所活動が今まで以上に注目を集めています。

埼玉県では、「始め方がわからず、一步を踏み出せない」といった皆さんのために、子供の居場所づくりに新たに取り組まれる方が参考にできるよう、毎年「子どもの居場所づくりスタートブック」を作成しています。

スタートブックでは、子供の居場所を始める前に準備すべきポイントや、活動を長く続けるための工夫を掲載しているほか、今年度は、新型コロナ等感染症予防の観点からの留意事項などもまとめました。

皆さんのがより安全に配慮しながら、楽しみながら居場所づくりに取り組んでいただくことで、子供たちが一人でも行ける距離にあるかけがえのない居場所が増えしていくことを願っています。

結びに、本書の作成にあたり、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

埼玉県福祉部少子政策課長





目 次

社会全体で子供を育てる.....	4
「子供の居場所」とは？	6
「持続可能な社会」するために 子供の居場所の意味.....	7
6 W2H で考える子供の居場所づくり.....	9
子供の居場所づくりに必要なもの.....	11
安心・安全な子供の居場所づくり.....	12
子ども食堂を開催する際の留意点.....	13
無料塾を実施する場合の留意点.....	18
プレイパークを実施する場合の留意点.....	19
コロナ等感染症予防対策.....	20
ボランティアの力を生かす.....	22
緊急時の連絡リスト.....	24
子供の居場所は、子供の人権が守られ、保護される場所です....	25
こどもの居場所づくりアドバイザーが居場所づくりをお手伝いします...	26
こども応援ネットワーク埼玉.....	27



社会全体で子供を育てる

日本では、7人に1人の子供が貧困状態にあります。埼玉県が行った「子どもの生活に関する調査」では、過去1年間にライフラインが止まった経験があるなどの生活困難層が、1割を占めています。

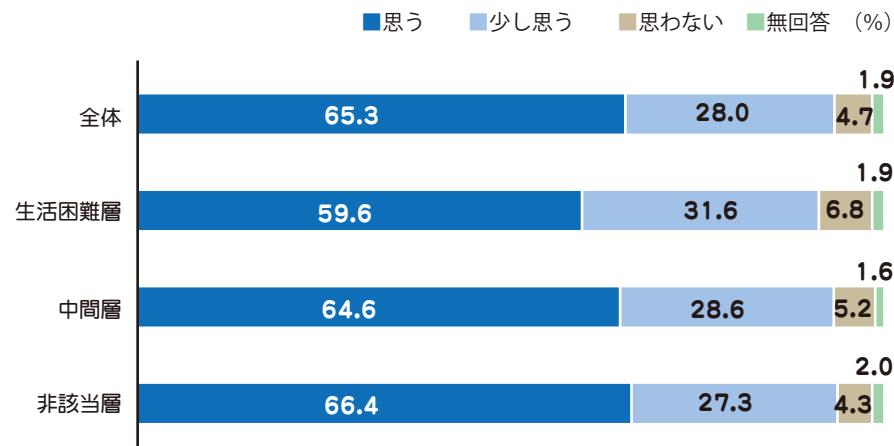
経済的な困窮だけでなく「人とのつながり」や「教育・体験の機会」などが奪われ、人生の選択肢を狭めています。貧困状態が続くと子供たちは生きる力を失い、人生の選択肢を奪われ、貧困が連鎖します。

貧困の連鎖を断ち切るために、社会全体で子供を育てる環境を整えていくことが必要です。

●子供の意識の格差

「頑張ればよいことがあると思いますか？」という問いに、生活困難層の子供は他の層に比べ「そう思わない」と回答する割合が高い。

「頑張ればよいことがあると思いますか？」という問い合わせて、「そう思わない」と回答する割合は、調査対象年齢のすべてにおいて、生活困難層にある子が多い



※埼玉県「子どもの生活に関する調査」

生まれ育った環境に関係なく、すべての子供に等しくチャンスや選択肢が与えられ、頑張ることのできる社会に。

社会全体で子供を育てる地域づくりに向け、あなたも一歩を踏み出してみませんか？

子供の支援は福祉の専門家だけのものではありません。

自分の得意なことや経験やスキル、社会資源を生かして、あるいは、そうした特殊な能力がなかったとしても、誰でも取り組むことができます。あらゆる業種の企業・団体、主婦、高校生、大学生、ビジネスパーソン、定年退職したシニアなど、さまざまな立場の人々が関わることができます。

子供たちには、自分のことを大切な存在だと思ってくれる大人が、一人でも多く必要です。あなたも、その一人になってみませんか。





「子供の居場所」とは?

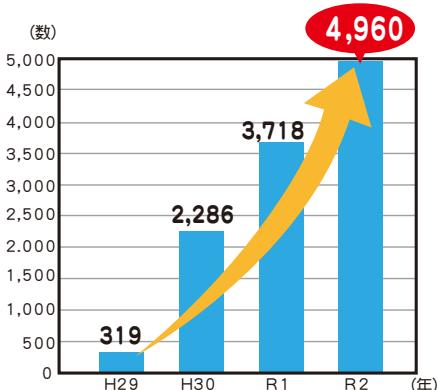
内閣府では、子供の居場所は「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所」と定義しています。代表的な居場所としては、「子ども食堂」「無料塾」「プレイパーク」があげられます。

子供たちは、地域の人々に支えられることで、「自分は皆から愛される大切な存在なのだ」という自己肯定感を得て、「生きる力」「がんばる力」を得ることができます。

子供の居場所は、子供たちが1人で歩いて来られる距離にあるのが理想です。現在、県内には377か所の子供の居場所があります（令和2年8月31日現在）。県では、これを小学校区に1つの割合、800か所まで増やしたいと考えています。

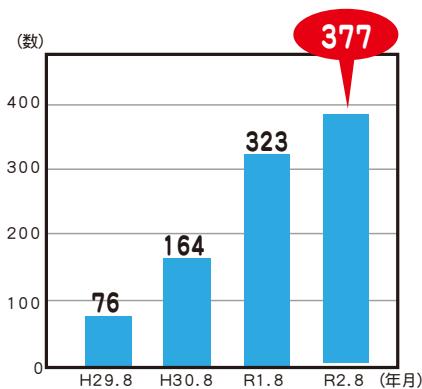
●全国の子ども食堂

（N P O 法人全国こども食堂支援センター・
むすびえ調査 令和2年2月）



●埼玉県の子供の居場所

（埼玉県「子供の居場所」実態調査 令和2年8月）



●県内377か所の子供の居場所を800か所に



「持続可能な社会」するために 子供の居場所の意味

子供の居場所は、そこに集う子供たちや子育て家庭のためだけに活動しているのではありません。シニアのいきがいづくりの場として、高校生や大学生の社会体験の場として、地域の交流スペースとして、子供の居場所は多様な役割を担っています。

子供にとって

- ・安心できる居場所
- ・遊び、体験
- ・食事ができる、孤食防止、食育
- ・多様な学び（人、交流、生活習慣、価値観、職業観、将来の目標）
- ・悩みや不安の共有
- ・相談や情報提供
- ・ロールモデルとの出会い

保護者にとって

- ・孤立の解消
- ・食品の支援
- ・悩みや不安の共有
- ・相談や情報提供
- ・休憩
- ・子育て支援
- ・保護者同士のコミュニケーション

地域コミュニティにとって

- ・まちづくり
- ・コミュニティ拠点
- ・子供たちの見守り
- ・シニアのいきがいづくり
- ・多世代交流
- ・社会参加の場
- ・市民活動の活性化

経済活動にとって

こうした地域コミュニティとしての役割に加え、未来の働き手の確保や食品ロスの削減など、経済活動を維持するためにも、なくてはならない役割を果たしています。

- ・未来の働き手の確保
- ・消費者教育
- ・食品ロスの削減
- ・企業イメージの向上（SDGsの実現）

※SDGs…平成27年9月に国連で採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。貧困、福祉、教育、不平等、まちづくり、パートナーシップなどの17の目標と、169のターゲット（具体的なアクション）を示しています。

子供の居場所を代表する3つの活動

子供の居場所づくりには、子供たちの安心・安全を守るために最低限のルールを除いて、「こうあるべき」といったものはありません。

今、子供の居場所づくりには、個人はもちろん、企業や社会福祉法人、NPO法人、医療法人、協同組合などの多くの団体が参加しています。開催場所も、公民館、町民会館といった公的な場所から、店舗や個人住宅、寺社、学校、医療機関など多岐にわたります。その取組は、「子供たちのために何かしたい」という人々の自発的な思いから出発しています。「多様性」と「自主性」が子供の居場所づくりのキーワードです。

①子ども食堂

地域の人たちが主体となり運営する、子供が1人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。貧困世帯の子供たちを対象にする「ケア型」のイメージが先行していますが、県の調査では、子ども食堂の75%は誰でも利用できる「コミュニティ型」となっています。また、現役のビジネスパーソンを招いてキャリア教育をしたり、調理実習や食育をしたり、学習支援も同時に行ったり、食の提供にとどまらない学びや体験の機会を提供しているところも増えています。

②無料塾

経済的な理由などで有料の塾に通えない子供たちのために、無料で学習支援を行う塾。民間主体の取組として、○○寺子屋などの地域の人たちによる無料塾が広がりはじめています。また、県では、全国に先駆け、生活保護世帯の中学生を対象に高校進学のための無料学習支援事業を始めました。愛称「アスポート」と呼ばれ、勉強を教えるだけでなく、食事の提供や家庭訪問なども行っています。

③プレイパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、ブランコやシーソーなどの遊具で遊ぶだけでなく、子供たちが自由に遊べる場。ロープやのこぎりを使ったり、穴を掘ったり、焚火で料理をしたり、小屋を作ったり、子供たちは自分の力で遊びを作り上げていきます。通常、遊びを支援するとともに、プレイパークの安全管理をするプレイリーダーがいます。

フードパントリー

食品支援が必要な時に、無料で食品が受け取れる場所。子ども食堂の運営団体がパントリーを併設することもあります。提供する食材は、フードバンクから提供を受けるほか、地元企業や農家の支援を受けたり、広く食材の提供を募る「フードドライブ」などの活動を通じて確保します。ひとり親家庭などに栄養バランスのとれた食材を提供することで、子供たちの育ちを支援します。親子でくつろげる空間を設けた「居場所型」や、相談・支援を行うパントリーもあります。



6W2Hで考える子供の居場所づくり

1 What : 何を

「子ども食堂」「無料塾」「プレイパーク」「フードパントリー」など、どのような活動をしたいのかを明確にしましょう。

また、テーマや目的、特徴、魅力なども考えておきましょう。

2 Who : 誰が

運営者、中心となるスタッフを決め、ボランティアは何人必要なのかを考えておきましょう。

- 一緒に活動を支える仲間を集めるために…
 - ・町内会の回覧板を活用する。
 - ・SNS (Facebook、Twitterなど) で発信する。
 - ・口コミを利用する。
 - ・マスメディアに取り上げてもらう。
 - ・社会福祉協議会や市町村に相談をする。

当日スタッフ

食事担当、受付、配膳係、食事サポート、遊び・学習支援、保育サポートなどの役割に応じてスタッフが必要です。予め人数を考えておきましょう。

必要に応じてボランティアを募集しましょう。

食品衛生責任者養成講座

各施設に1名以上は、食品衛生責任者の資格を取得しておくことをお勧めします。

※保健所にお問い合わせください。

3 Where : どこで

子供の居場所は自宅や空き家、飲食店、会社の会議室、公的な施設など様々な場所で行われています。子供たちや一緒に活動するボランティア、みんなが集まりやすい場所を選びましょう。

- ・公的な施設を借りる場合には、手続きが必要となります。
- ・自宅を改装して開設する場合には、土地や建物の利用制限について、市町村の建築部局に確認しましょう。
- ・食事を提供する場合、食品衛生法の手続きが必要となる場合がありますので、保健所に確認しましょう。

4 When :いつ

無理のない範囲で長く続けられるよう、開催頻度や時間帯を考えましょう。子供が利用できる曜日や時間帯などを身近な保護者に聞いてみるのもよいでしょう。

開催頻度

最初は月1回程度から始めるのがおすすめです。地域や子供たちのニーズを踏まえて、活動に余力があれば頻度を増やしましょう。

時間帯

全国的には夜の開催が多いようですが、休日の昼間の開催もあります。

夜の場合は送迎のボランティアの確保（または保護者による送迎）などルールを考えておく必要があります。

5 Whom :誰に

子供だけを対象とするのか、大人も含めるのか、困窮世帯に限定するのか、誰でも参加できるようにするのかなどあらかじめ決めておきましょう。利用対象によって、周知方法や準備するものなども変わってきます。

6 Why :なぜ

なぜ子供の居場所づくりを始めるのか、趣旨や目的を明確にしてスタッフやボランティアと共有しておくことが大切です。行き詰ったときなどに、原点に帰ることができます。

7 How :どのように

実施方法、運営方法を具体的に考えましょう。利用してもらうための周知、広報、PRも必要です。居場所を知ってもらうだけでなく、協力や連携も視野に入れて計画しましょう。

広報の仕方

自治会の回覧板、SNS、ポスター、チラシ、連携機関からの声掛けなど、開催2週間前までには告知できるとよいでしょう。

定員を決める

場所の広さ、スタッフの人数、準備可能な食数などから定員を決める。

メニューを決める

まずはカレーなどの無理なく提供できるメニューを心がける。

保険の加入

主催者はスタッフに対して「ボランティア活動保険」、参加者に対して「食中毒などに対する保険」に加入しておきましょう。（本書P12参照）

アレルギーの対応

申込み書にアレルギーの有無の記入ができるとよいでしょう。（本書P15参照）

⑧ How much : いくらで

子供の居場所に必要なお金について、あらかじめ考えておきましょう。

材料費の実費を徴収するところや、子供がお手伝いしたら無料としているところもあります。

●運営費や食材・資材を確保するために…

- ・各種団体や機関等からの助成金
- ・企業や個人からの会費、寄付金、食材等の提供
- ・自治体や社会福祉協議会などの補助金など

○ 子供の居場所開設までのアクション

①計画：「6W2H」を考え、計画を練る。

②募集：一緒に活動する仲間を募る。

③広報：実施2か月前を目安に、学校や自治会などに周知の協力をお願いする。

実施2週間前にはチラシやSNSで広報しましょう。

④当日：役割分担を確認して、子供たちが安心・安全に過ごすことができるようになります。

⑤改善：実施結果の振り返りを行い、次に生かす。

○ 子供の居場所づくりに必要なもの

①人

運営者、スタッフ、ボランティア、協力者（場所や食材を提供してくれる人など）

②物

食材、食器やテーブルなどの器材

③お金

立ち上げ資金、運営資金

④場所

活動場所の確保

⑤情報

インターネットや紙媒体を使い分けながら発信

⑥ネットワーク

行政、学校、社会福祉協議会、NPO、企業、農家などとつながって、ネットワークを構築





安心・安全な子供の居場所づくり



子供の居場所に共有する安心、安全のための4つのポイント

①安心、安全な環境で子供の居場所づくり

②関係機関連絡先のリストの作成

③保護者の緊急連絡先の把握

④万が一に備え、保険に加入

◆ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会が運営している保険で、ボランティアの活動における事故等が対象となります。

- ・各都道府県社会福祉協議会またはお近くの各市区町村社会福祉協議会が窓口です。(印鑑持参)

«加入できる方»

社会福祉協議会の会員ならびにボランティアセンター(市民活動センター)に登録されている個人・団体

- ・ボランティア個人・ボランティアグループ・NPO 法人などの地域福祉活動の推進に取り組む団体

«補償期間»

毎年 4月 1日午前 0 時～翌年 3月 31 日午後 12 時まで

- ・途中加入の場合：加入申込手続き完了日翌日の午前 0 時～当年度末 3月 31 日午後 12 時まで

«保険料(年間)»

- ・基本プラン 350 円
- ・天災・地震補償プラン 500 円

◆ボランティア行事保険

全国社会福祉協議会が運営している保険で、イベント時におけるボランティア活動やイベント参加者が対象となります。

- ・各都道府県社会福祉協議会または各市区町村社会福祉協議会が窓口です。(団体・グループの代表者印が必要)

«加入できる方»

社会福祉協議会の会員ならびにボランティアセンター(市民活動センター)に登録されている個人・団体

- ・ボランティア個人・ボランティアグループ・NPO 法人などの地域福祉活動の推進に取り組む団体

«補償を受けられる方»

ケガの補償：行事参加者(主催者(個人)を含みます。)

賠償責任の補償：行事主催者および共催者(例：主催者の調理方法に食中毒の原因があった場合)

«補償期間»

行事開催期間

◆その他の民間保険

子ども食堂など特定の活動を対象にした民間保険会社の保険もあります。



子ども食堂を開催する際の留意点



子ども食堂の衛生管理

①計画段階

- ・子ども食堂を開設する前に、最寄りの保健所に相談しましょう。
- ・担当者は食品衛生責任者養成講習会などで食品衛生に関する基本的な知識を習得しましょう。
- ・調理施設の規模や設備、調理担当者の数などに応じた無理のない献立や提供食数を決めましょう

②調理施設の衛生管理

- ・調理施設は、給湯設備や手洗い設備などの調理施設の要件が整っている施設を使用しましょう。
- ・調理施設は清潔に保ち、調理作業に不必要的物品を置かないようにしましょう。

③運営者側の健康と衛生管理

- ・作業開始前に、調理担当者の健康チェックを行い、下痢、嘔吐の症状があるなど体調不良の方は、活動に携わらないようにしましょう。
- ・手指に傷がある人は調理行為に参加しないようにしましょう。どうしても参加する必要がある場合は、使い捨て手袋を着用しましょう。
- ・トイレの使用後、調理前、盛り付けの前、作業内容が変わるタイミング、肉類や魚介類など生の食材を扱った後、お金を触った後、清掃を行った後など、石鹼と流水を使ってこまめに手洗いをしましょう。

④お弁当を配布する際の留意点

- ・調理後の食品の冷却及び消費までの温度・時間管理をしっかりと行いましょう。
- ・庫内の温度を定期的(始業前など)に確認しましょう。(冷蔵は10°C以下、冷凍は-15°C以下)
- ・保冷ボックス(保冷剤使用)などをを利用して配達しましょう。
- ・直射日光及び高温多湿を避け、食品の調理後(又は冷蔵から出して)30分以内を目安に配布しましょう。
- ・弁当は提供後すぐに食べるよう注意喚起をしましょう。(調理後の食品は、調理終了後から2時間以内)
- ※気温、湿度の高い時期は、生もの(サラダ、刺身等)の提供を控えましょう。

※2020.6.11 開催「埼玉県こどもの居場所づくり 衛生管理講座」講師：埼玉県食品衛生協会食品衛生アドバイザー 橋本勝弘氏 資料より

⑤そのほかに考慮すべきこと

- ・原材料に含まれる異物の確認を含めて、調理作業中の異物混入を防止しましょう。
- ・食物アレルギーの対応について、事前に検討、準備をしましょう。特別な対応を行わない場合は、事前に参加者に情報提供しましょう。
- ・小さな子供が参加する場合は、窒息事故が起こらないよう、メニューや食事の提供の仕方を工夫し、万が一、窒息事故が起きた時に備えて、応急処置の方法を確認するとともに、近隣の医療機関等緊急時の連絡先を控えておきましょう。
- ・子供との共同調理など、運営者以外の人が調理に参加する場合、衛生管理のポイントが守られるよう、運営者側が責任をもって監督、指導しましょう。

※厚生労働省「子ども食堂の活動に関する連携の協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日）から抜粋

⑥チェックリストを作成し、調理する日はそれに沿って確認しながら進めましょう。

◆調理前に行うこと

調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
トイレは清掃、消毒を行いましたか？
運営スタッフの健康チェックはできていますか？（運営スタッフの家族を含む、必要に応じ検温）
エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
手洗い、消毒を行いましたか？
原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？

◆調理中に行うこと

魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗浄剤で洗浄してから使用しましたか？
食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？
生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使いましたか？専用のものがいる場合は、よく洗浄剤で洗浄してから、使用しましたか？

◆調理が終わった後に確認すること

調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

※厚労省：子ども食堂における衛生管理のポイント「衛生管理のチェックリスト」より抜粋

食物アレルギーへの対応

食物アレルギーは外から侵入してきた有害な異物に対して体を守るはずの免疫システムが、無害な食物に対して過剰に働いて起きる症状のことをいいます。いま、日本では4.5%の児童が食物アレルギーをもっていると言われており、人によってアレルギーの原因やその症状は様々です。

●食物アレルギーへの対応をする場合、しない場合

①食物アレルギーへの対応をする場合

- ・チラシや入口などに、食材や調味料を確認できるような写真をつけてメニュー表を載せましょう。
- ・事前に食べられるものと食べられないものを確認してから受け入れましょう。
- ・体調不良や食後の運動で症状が出ることもあるので、緊急時用の薬を持参していただくようお願いしましょう。
- ・原因食材混入防止のために調理器具やエリアを明確に分け、アレルギー対応食を作る人を決めておきましょう。
- ・使用する材料や調味料は複数で確認し、見落としや思い込みを防ぎましょう。
- ・使用する食器、テーブルなどの洗浄は丁寧にし、ふきんやスポンジは使いまわしをせず専用のものを用意しましょう。
- ・アレルギー研修会に参加し、緊急時の対応法や最新情報を学びましょう。

②食物アレルギーへの対応をしない場合

- ・誤食がおきないよう、チラシや入口に対応できることを明記しましょう。
- ・参加者には、アレルギーの有無を確認しましょう。
- ・どんな食材が使われているのかを聞かれた場合に備えて、使用する食材の情報を開示できるように準備しておきましょう。
- ・アレルギーのある人が来た際には、個別の対応ができないことを伝えましょう。

●アレルギー症状への対応の手順

食品アレルギーについては、十分に注意していても事故が発生する可能性があります。アレルギー症状が出たときの対応については、事前にメンバーで共有しておきましょう。

このような症状が出ていたら

- 全身の症状：意識がない・意識もうろう・ぐったり・尿や便を漏らす・脈が触れにくい・唇や爪が青白い
- 呼吸器の症状：声がかすれる・犬が吠えるような咳・喉や胸が締めつけられる・息がしににくい・咳がゼーゼー、ヒューヒューと聞こえる
- 消化器の症状：腹痛（持続する強い腹痛）・吐き気・嘔吐（嘔吐を繰り返す）・下痢
- 皮膚の症状：かゆみ・蕁麻疹・赤くなる
- 顔面・目・口・鼻の症状：顔面の腫れ・目のかゆみや充血・まぶたの腫れ・口の中の違和感・唇の腫れ・くしゃみ・鼻水・鼻づまり

発見者が行うこと

- ①子供から目を離さない、一人にしない
- ②助けを呼び、協力者を集める
- ③救急車を要請する（119 番通報）

○当日用意するもの

●備品のチェック

- | | | |
|---------------------------------------|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 釣り銭 | <input type="checkbox"/> カメラ（記録用） | <input type="checkbox"/> アンケート |
| <input type="checkbox"/> 問い合わせ用の電話 | <input type="checkbox"/> チラシ（誘導や指示に使用） | <input type="checkbox"/> 文房具 |
| <input type="checkbox"/> 名札シール（スタッフ用） | <input type="checkbox"/> 食券 | <input type="checkbox"/> 受付名簿 |
| <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> ペーパータオル | <input type="checkbox"/> 消毒液 |
| <input type="checkbox"/> テーブル布巾 | <input type="checkbox"/> 三角布やバンダナ | <input type="checkbox"/> 薬用石鹼 |
| <input type="checkbox"/> 雑巾 | <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> エプロン |
| <input type="checkbox"/> ごみ袋 | | |

● 食材を配布する際の留意点

寄付やフードドライブで集めた食材を配布する際にも注意が必要です。

●野菜、果物類

新鮮なものを選び、低温で保管する。

野菜以外の食材と分けて、他の食品に触れないようする。

直接、床に置かない。



●食肉・食肉製品・魚介類

清潔な蓋つきの密閉容器などに入れて保冷ボックスで保存。

保冷ボックスには保冷剤等を入れて 10°C以下に保つ。

●卵、チーズなどの乳製品

卵はパックで、乳製品は包装のまま、10°C以下で保存し、短時間で配布。

●レトルト食品

- 容器包装詰加熱殺菌されたレトルト食品

常温保存しそのまま配布。

- チルド惣菜

要冷蔵品のため保冷バックなどに保冷剤を入れ、短時間で配布。

●冷凍食品

ドライアイスや保冷剤を入れた保冷バックなどに入れ、-15°C以下で保存し、短時間で配布。

解凍してしまった食品の再凍結は厳禁。そのような食品は配布しない。

●包装された加工食品

賞味期限・保存方法等の表示を確認し、これらに従って適切に配布。

※2020.6.11 開催「埼玉県こどもの居場所づくり 衛生管理講座」講師：埼玉県食品衛生協会食品衛生アドバイザー 橋本勝弘氏 資料より



無料塾を実施する場合の留意点

無料塾は、学力を向上させ志望校に進学させることだけが目的ではありません。信頼できる大人や仲間と出会い、意欲や生きる力を育て、夢や目標を見つけて、子供たちの生きる力を育むことが期待されています。困難を抱える子供が、自分らしい未来を思い描く力が育つ場づくりが大切です。

①自分らしい関わり方を見つける

勉強だけではなく、話し相手や送迎係、おやつや食事の差し入れ、イベント提供など、どんな関わりができるか考えてみましょう。

②子供の話を聞く

子供の悩みや困りごとに気づく。お説教したり結論を急がずに、まずは子供の話に耳を傾けましょう。

③専門部署につなぐ

SOS には専門家の力が必要なものもあります。状況に応じて教育委員会や自治体の担当部署に相談しましょう。

実践者からのアドバイス 一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク 白鳥勲さん

スタッフの心得

- 子供を一人の人間として認め「対等」に接する
- 子供の言動の背景に思いを寄せ、「心の重心」を子供におく
- 子供たちが生きている「今」に共感し、可能性と希望を見いだせる場に
- 元教員、塾講師、子供支援経験者、大学生、子供好きな社会人への協力を呼びかける

学習支援教室を利用する子供たちの声（参考）

- わからないことをわからないといつてもいい場
 - ・質問する力は「生きる力」「学ぶ力」につながる
- となりに教えてくれる大人や大学生がいる
 - ・信頼できる、自分を大切してくれる大人の発見は子供たちの希望
 - ・大切してくれる実感は、自分を大切にする思いに変容する
- 勉強ができなくても馬鹿にされない、比較されない
 - ・一人の人間として認めてくれる。その経験が他者への「敬意」に変わる
- 問題の意味がわかったり、解けたりする心地よさ、世界の広がり
 - ・うれしい、少し自分が変わったと実感できる。住む世界が広がる
 - ・見晴らしがよくなる－学びに向かう力
- 仲間がいる
 - ・イベント、ボランティアで自分の役割を発見し「共感」する力が育つ
- 無料

★困ったらこどもの居場所づくりアドバイザー（P26）の活用を！



プレイパークを実施する場合の留意点

子供たちがのびのび、自由に、いろんな仲間と、好奇心を全開にして遊べるプレイパーク。「冒険遊び場」とも呼ばれ、子供の居場所としても注目されています。

「自分の住む地域でもやってみたい！」と思ったら、下記スタートアップに挑戦しましょう。

①県内のプレイパークを見学

できれば、活動しているプレイワーカーや運営者と話してみましょう。

②仲間を見つけ、思いを共有

「子供が自由に遊べる場所がほしい」と考えている地域の人をみつけ、思いを共有しましょう。

③プレイパークに関する勉強会などを開催

勉強会などを開き、活動をともにする人、活動をする地域の人の理解、支持、協力を広げていきましょう。

④活動の目標を設定し、共有

大切にしたいこと、自分たちができること、子供の遊びに関わる上でのポイントなど、仲間と一緒に話し合い、共有していきましょう。

いつ、どこで、プレイパークを実施するのか計画しましょう。

季節や学校・地域の行事などを踏まえ、子供や親が参加しやすい時期を選びましょう。どこで開催するのかは、とても大事です。どのように遊べるのかだけでなく、トイレや水場などの設備があるか、近隣の住宅や道路など周辺環境なども考慮しましょう。

⑤場所を確保

使用する場所の所有者に了解を取りましょう。町内会や行政、公園を使う場合は、自治体の担当部署で「一時使用許可」などの手続きが必要です。

⑥遊びの計画

場の特性を活かした空間の活用や遊びを考えましょう。ゾーニングを行うと、怪我や事故も防げます。

⑦活動の広報

魅力を伝えて、身近な人から薦めてもらいましょう。日時・場所・主催者などが掲載されたチラシを作成しておくと便利です。

⑧道具を準備

遊びを広げてくれる素材や道具を準備しましょう。ロープやスコップ・バケツ、木工道具や木端、自然素材など、子供たちの好奇心を刺激し、さまざまな遊びが生まれるような素材や道具を考えて準備します（その保管方法についても相談が必要です）。

*資金の準備：素材や道具は持ち寄りができる場合もありますが、費用がかかる場合はその費用の捻出方法について考えましょう（カンパ、寄付、会費、助成金など）。

⑨怪我や事故に備えた準備

「ケガと弁当は自分もち」はプレイパーク共通の理念ですが、救急セットを準備し、応急手当てができるようにしておきましょう。当日受診できる病院やタクシー会社などの電話番号も見えるところに掲示しておきましょう。

※参考：日本冒険遊び場づくり協会ホームページ

◆こどもの居場所づくりアドバイザー（P26）を活用して、「埼玉県冒険遊び場づくり連絡協議会」から、新たに活動を始める際のアドバイスを受けられます。



コロナ等感染症予防対策



「子供の居場所活動のためのコロナ感染症防止講座」 小児科医 峯眞人先生の講義から抜粋(令和3年2月8日県主催)

①新型コロナウイルスの感染の仕方

(1)飛沫感染

新型コロナウイルス感染者の「飛沫 = つば」に含まれるウイルスを直接口や鼻に吸い込むことにより感染するのが「飛沫感染」

(2)接触感染

新型コロナウイルス感染者の唾液や便などに含まれるウイルスに直接手で触れてしまい、その手で口・鼻・目などを触ることによりウイルスに感染するのが「直接接触感染」

ウイルスが付いた手などでドアノブや家具、おもちゃ、電車のつり革、スーパーなどの買物カゴ、カートなどに触れた後に他の方がその部分を触ることによって、感染してしまうのが「間接接触感染」

②新型コロナウイルスの感染予防対策

(1)飛沫感染対策

- 飛沫は2メートル以上は飛ばないので、人ととの間隔を最低1m以上空ける。
- マスクをきちんとすると、飛沫が口や鼻から吸い込まれる危険性が下がる。
- マスクをきちんとすることで、周囲への感染を防ぎ、人ととの間隔も1メートル以内まで短縮可能
- 換気をすることにより、環境中のウイルス量を減らすことが可能

(2)接触感染対策

- 近距離で複数の人といふ場合、直接・間接双方の感染のリスクが高まるので、そのような場所に行くことを極力控える。
- 多人数が触れる物がある場所で、物に触れたあとは、きちんと手洗い・手指消毒を行う。
- マスクをすると、無意識にウイルスの付いた手で口・鼻・目などの粘膜に触ってしまうことを防げる。

③マスク、手洗い・手指消毒、ソーシャルディスタンスの効果

- マスクをきちんとつければ感染予防・感染拡大ともに効果は十分
- フェイスシールド、マウスシールドの効果は不十分（聴覚障害のある方などに声を出さないで使用するのは問題ない）
- まずは手洗いが第一、十分できない場合はアルコール、次亜塩素酸ナトリウムで手指消毒
- 濃厚接触者と判断されるのは、発症2日前から感染防止策なしで1m以内で15分以上接触した場合、同居又は長時間接触している場合

つまり、1mできれば2m離れていれば、相手が感染者であっても感染してしまう可能性はきわめて低いということになる。

子供の居場所のための新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

「子供の居場所の新型コロナの感染予防対策は、どうしたらいいの？」そんな声に応えて、NPO 法人全国子ども食堂支援センターむすびえが 2020 年 12 月に公表した「こども食堂向け新型コロナウイルス感染症対策安全・安心自己点検シート」から、活動を行う際のチェックポイントを紹介します。

開催告知に際し、以下に該当する人は参加できないことを事前に十分知らせている
①感冒症状等で体調がすぐれない人
②熱のある人（小児：37.5℃以上、成人：37.0℃以上）
③同居家族や職場などに「濃厚接触者」や「健康観察対象者」がいる人
④2週間以内に海外から帰国した人及びその同居家族
⑤基礎疾患（心臓病、糖尿病、呼吸器疾患など）のある成人
⑥60歳以上の人
小学生以上の参加者、スタッフにマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努める
全員に対して体温測定（可能な限り非接触体温計を用いる）と健康確認を行う 発熱（小児：37.5℃以上、成人 37.0℃以上）、感冒症状等で体調がすぐれない場合は参加させないことを周知・徹底する
全員に対して擦込式アルコール消毒液による手指消毒を行う 乳幼児の場合は付き添いの成人が擦込むようにする
共用タオル等を使用しないなど、衛生管理を徹底する
不特定多数の参加がある場合は、参加者名簿を作成する
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを推奨する
人数制限や時間制限などを行ない、三密を回避する
高校生以上の参加者については、座る場所を指定するなどして対人間隔を確保する
小学生以上の参加者については、食事のとき以外はマスクの着用を徹底する
屋内開催の場合は、窓や扉の開放（常時または頻回）、空気循環器や扇風機の使用等の方法で可能な限りの換気を行う
家族や子供以外の複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒する
使用済みマスク、ゴミ箱等は、ビニール袋等に密閉して捨てるよう徹底する
清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、手洗い・手指消毒を徹底する
開催当日の運営（会場設営、案内、調理、配膳等）に関わるスタッフの名簿を作成する
運営スタッフは、集合時間に体温測定（可能な限り非接触体温計を用いる）と健康確認を行い、体温が 37.0℃以上の人には速やかに帰宅させる
当日の運営スタッフは準備段階からマスクを着用すると共に、必要に応じて、石鹼による入念な手洗いや擦込式アルコール消毒液による手指の清潔に努める

参考：むすびえ「こども食堂向け新型コロナウイルス感染症対策安全・安心自己点検シート」



ボランティアの力を生かす

子供の居場所では、ボランティアはさまざまな役割を担います。

●ボランティア団体の連絡先

子供の居場所づくりを進めるに当たって、ボランティアの力を借りたいという方は、こちらの問合せ先も参考にしてみてください。

埼玉県ボランティア・市民活動センター（埼玉県社会福祉協議会）

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 2階

TEL 048-822-1435

彩の国市民活動サポートセンター

〒362-0812 伊奈町内宿台 6-26 埼玉県県民活動総合センター内 2F

TEL 048-728-7146

※この他、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター、各市町村の市民活動サポートセンター、市民活動担当課などでも相談に乗っています。

●事前説明会

事前説明会では、子供の居場所づくりにかかるボランティアやスタッフが集まり、会場の使い方や役割分担、注意事項などを全員で共有します。事前説明会の日に、初めて顔を合わせることも少なくありません。

当日にうまく協力できるよう、スタッフ・ボランティア間の関係づくりも大切です。

例)

内容	具体的な実施内容	所有時間	準備物
アイスブレイク	ボランティアとスタッフ、またはボランティア同士の関係性を作る	15 分	アイスブレイクに必要なもの（紙、ペンなど）
事業説明	子供の居場所を開催する目的と、子供たちにどのようなことを提供するのかを説明	20 分	説明会資料
当日のスケジュールと役割分担	当日の全体の動きと、ボランティアやスタッフそれぞれの役割や動きを説明	20 分	説明会資料
連絡事項	当日用意するものなどの連絡事項	10 分	チェックシート

●事前研修とその必要性

子供の居場所には、貧困だけでなく様々な課題を抱えた子供たちも参加する可能性があります。課題を抱えた子供たちの存在や子供からのサインをキャッチすること、その子供たちを適切なサポートや支援機関につなげることが必要です。そのために必要な基礎知識や福祉的な視点を学びます。

例)

内容	具体的な実施内容
①オリエンテーション（15分）	子供の居場所づくりに取り組む意味
②さまざまな背景・特性をもつ子供たち（60分）	障害特性（発達障害について）、虐待、愛着障害、貧困について
③子供の人権（60分）	人権侵害の事例を学び、子供の人権に関する理解を深める
④子供のほめ方・叱り方・伝え方（60分）	子供の行動を観察し、その行動を分類し、それぞれの行動に対してのアプローチを理解する
⑤個人情報、マナーについて（30分）	個人情報の取り扱いについて、なぜマナーが必要なのか

※講師について

「子どもの居場所づくりアドバイザー」がお手伝いいたします。（本書P26参照）

●当日行なうこと

当日は、始める前に「打ち合わせ」、終わった後に「振り返り」を行います。特に、「振り返り」を行うことで、子供たちの課題を共有するとともに、次回開催に向けた改善点を明確にすることができます。

例)

内容	具体的な実施内容	所要時間	準備物
打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none">・当日のスタッフ、ボランティアの自己紹介・当日の動きと場所の使い方の最終確認（トイレの場所、危険な場所、危険なものなどは全員で確認する）・緊急対応者の確認・スタッフ、ボランティアの名札も作成する	30分	<ul style="list-style-type: none">・名札・ペン・役割分担表
準備	<ul style="list-style-type: none">・食事をする場所と遊ぶスペース、学習スペースを作る・コロナ感染防止対策をとる	30分	<ul style="list-style-type: none">・「遊びスペース」と「学習スペース」の立て札・スケジュール表
本番	<ul style="list-style-type: none">・子供の動きに合わせて食事や学習のポートを行う	20分	<ul style="list-style-type: none">・室内でできる遊び道具（トランプ、オセロなど）
振り返り	<ul style="list-style-type: none">・当日の運営、子供たちの様子について全体での共有を行う・「困ったこと」と「アドバイス」に分けて付箋に記入する	終了後 30分	<ul style="list-style-type: none">・付箋・ペン



緊急時の連絡リスト

緊急時に備え、

- ・事前に関係する連絡先を確認し、記載しましょう！
- ・また、目立つ場所に貼り、緊急時にすぐに連絡できるようにしましょう！

	名称	電話・FAX	所在地	メールアドレス
救急車		119		
医療機関		000-0000-0000		
地域の保健所				
地域の小学校				
タクシー				



こんなときに大活躍

子供だけで食堂に来た児童が、鍋をひっくり返し、お味噌汁で火傷をしてしまった。

慌てないで！連絡先リストを活用して対応しましょう。

- ①応急処置
- ②連絡リスト医療機関に電話して、状態を伝え、診察の可否を確認
- ③保護者に電話連絡して状況を説明し、迎えを要請
- ④保護者が迎えに来られない、または時間がかかる場合は、了解を得てタクシー会社に連絡し、スタッフが付き添い病院へ搬送
- ⑤火傷の発生状況や対応の経過などを記録し、後の報告や保険請求の際に役立てる。

※怪我や事故、災害などに備えて対応マニュアルも作成しましょう。



子供の居場所は、子供の人権が守られ 保護される場所です



知っておきたい、子供の権利

平成元年、国際連合の総会において、「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本では、平成2年、この条約に署名、4年後の平成6年に批准しました。県では、平成14年に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」を制定し、公平、中立な第三者機関「埼玉県子どもの権利擁護委員会」（通称：子どもスマイルネット）をつくりました。

●児童の権利に関する条約（埼玉県ホームページより抜粋）

- ・子供はみんな平等です。（第2条 差別の禁止）
- ・子供にとって最も良いことを考えなくてはいけません。（第3条 子供の最善の利益）
- ・命がいちばん大切なものです。（第6条 生命に対する権利、生存・発達の確保）
- ・子供は、自分の意見を自由に言える権利があります（第12条 意見を表明する権利）
- ・誰でもプライバシーは守られます。また、名誉は傷つけられません。
(第16条 プライバシー・名誉の保護)
- ・子供は虐待、放置など不当な取り扱いから守られます。（第18条 父母の養育責任と国の援助）(第19条 父母、養育者による虐待・放置などからの保護)
- ・家庭環境を奪われた子供は保護される権利があります。（第20条 家庭環境を奪われた子供に対する保護及び援助）
- ・からだなどに不自由があっても権利は同じです。（第23条 障害児の権利）
- ・子供には学ぶ権利があります。（第28条 教育についての権利）



子供の居場所での留意事項

●個人情報の保護について

- ・個人情報は厳重に取り扱いましょう。
- ・個人を特定できる情報を口外したり、インターネット上で公開したりしないようにしましょう。
- ・無断で写真や動画等の記録を取らないようにしましょう。広報などで使用する場合には、必ず本人や保護者の了解を得ましょう。

●子供への注意の仕方などについて

- ・子供の体に馴れ馴れしく触れないようにしましょう。
- ・体罰や暴力は許されません（身体的虐待）。
- ・大声で怒鳴ったり、暴言を吐いたりしてはいけません（心理的虐待）。

●子供と私的な関係を結ばない

- ・活動の場以外では、必要がない限り個別に会うことは控えましょう。
- ・子供と連絡先の交換やインターネットなどでの交流は控えましょう。
- ・子供とお金や物の貸し借りをしないようにしましょう。



子どもの居場所づくりアドバイザーが 居場所づくりをお手伝いします

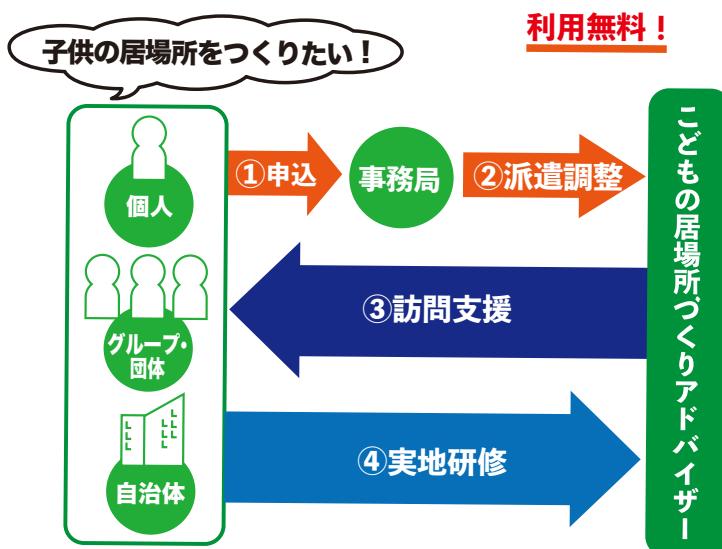
子ども食堂や無料塾など、子供の居場所づくりに関する活動を行いたいと考えている方は多くいます。しかし、実際に立ち上げ、活動をする際には、必要とする子供たちに居場所の存在を知らせる方法やどのように活動資金や食材を集めかなど、様々な課題が待ち受けています。

埼玉県では、子ども食堂や無料塾などの子供の居場所づくりの実践者や、食品衛生、栄養、広報、福祉制度、法律や資金等の専門家をアドバイザーに任命し、子供の居場所をつくりたい方のところへ派遣することで、立ち上げ期の課題解決の手助けをしています。

●子供の居場所を始めたい方に、身近な”先生役”を派遣します

- ・チラシやホームページづくりを学びたい
- ・子ども食堂の始め方がわからない
- ・子供の居場所の現場を見学したい
- ・衛生管理を学びたい

●アドバイザー派遣の流れ





こども応援ネットワーク埼玉

こども
応援ネットワーク
埼玉

貧困の連鎖の解消に向け、県が発起人とともに共同で立ち上げた、社会貢献活動などを実行する個人や団体、企業のネットワークです。

会員の得意分野を生かし、自分たちでできることを自分たちで考えて実行することによって、すべての子供たちがチャンスと希望を持って素敵なお大人になれるような社会を目指します。

会員となった個人や団体の社会貢献活動の様子を県が運営する「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトや Facebook で積極的に広報するほか、会員にとって有益な情報提供を行います。

また、社会貢献活動などの対象となる支援先に関する情報提供やマッチングを行うなど、社会貢献活動を推進しやすい環境づくりを行います。

●埼玉県が応援すること

- ・県が支援先のマッチングをお手伝い
- ・ポータルサイトに団体名やリンクを掲載
- ・ポータルサイトや Facebook で会員の活動を発信
- ・県から有益な情報を随時お届け
- ・イベント出展などのお声がけ

●居場所を開設したら居場所マップへの登録をお願いします

登録方法をご案内いたしますので下記までメールでお知らせください。

Email : kodomououen@pref.saitama.lg.jp



●こども応援ネットワーク埼玉のポータルサイト

<https://kodomououen.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉県内の子どもの居場所マップや、子どもの居場所づくりマッチングページ、助成金情報などを掲載しています。

子供の居場所を利用したい方、子供の居場所を始めたい方、子供の居場所を応援したい方など、どなたでもご利用いただけます。

埼玉県 子供の居場所づくり推進事業
こどもの居場所づくり スタートブック



埼玉県のマスコット
コバトン さいたまっち



●発行者・問合せ●

埼玉県福祉部少子政策課 こどもの未来応援担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3348/FAX 048-830-4784 Email kodomououen@pref.saitama.lg.jp

●発行日●

令和3年3月

事業受託者

特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク
〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-4-5 2階

TEL 048-482-5732/FAX 048-482-5731 Email saiibasho@ccn.niiza-ksdt.com
